

第1回
会津美里町農業委員会定例総会

令和5年12月20日 水曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第 1 回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和5年12月20日 水曜日 14時00分～14時35分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	4番 眞部 剛	3番 眞鍋 伸太郎
	6番 松本 晋平	5番 星 忠彦
	8番 福田 真実	7番 木野 光洋
	9番 大井 豊記	
	10番 柴崎 陽	
	11番 村松 祐一	
	12番 間舩 一男	
	推進委員 渡邊 武雄	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 元木 博人	推進委員 長峯 巖
	推進委員 上野 貞二	
	推進委員 梅宮 孝	
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 山内 祐太郎	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 齋藤 武美	
	農業委員 9名出席／12名	
	推進委員 9名出席／10名	

4. 議事録署名人 4番 眞部 剛 6番 松本 晋平

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	小林 隆浩
事務局次長	後藤 淳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、御報告いたします。本日、3番 眞鍋伸太郎 委員、5番 星忠彦 委員、7番 木野光洋 委員、長峯巖 委員 から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第1回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長より御挨拶申し上げます。

(間船会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
4番 眞部 剛 委員、6番 松本 晋平 委員の両君を指名いたします。
次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号30番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。申請農地は、橋丸字宮東〇〇番 田 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は10aあたり250,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号31番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。

申請農地は佐賀瀬川字西屋敷〇〇番 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は親族のため無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号32番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。申請農地は旭三寄字北村西〇〇番 外〇筆 畑〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が遠方に住んでおり管理できないため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は10aあたり50,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号33番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。申請農地は旭三寄字北村東〇〇番 外〇筆 田〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が遠方に住んでおり管理できないため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は10aあたり100,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号34番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は旭三寄字大道端甲〇〇番 外〇筆 畑〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が遠方に住んでおり管理できないため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は10aあたり50,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 35 番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。申請農地は寺崎字宮ノ前〇〇番 田〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が遠方に住んでおり管理できないため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は、処分したいとの意向であるため無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 36 番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。申請農地は寺崎字宮ノ前〇〇番 外〇筆 田〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が遠方に住んでおり管理できないため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は 10a あたり 200,000 円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 37 番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。
申請農地は字新御田〇〇番 畑〇〇㎡ であります。申請事由としては、譲渡人が遠方に住んでおり管理できないため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は 10a あたり 200,000 円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 38 番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。
申請農地は富川字村南〇〇番 田〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が高齢化による経営縮小のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は 10a あたり 350,000 円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 39 番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。申請農地は鶴野辺字上長尾〇〇番 外〇筆 畑〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が高齢化による経営縮小のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 40、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん
申請農地は字本郷村西〇〇番 外〇筆 田〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が遠方に住んでおり管理できないため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は親族のため無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。
説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第1号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号12番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さんです。
申請農地は、字西裏〇〇番 田 〇〇㎡です。移転時期及び価格は許可日以降で1㎡あたり〇〇円。移転理由は駐車場・資材置場用地で追認であり、顛末書が提出済みであります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和6年5月31日です。建築物の名称及び面積は、駐車場〇〇㎡、資材置場・倉庫〇〇㎡、通路等〇〇㎡。なお、現地調査を実施しております。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号12番については渡邊武雄委員より報告願います。

渡 邊 委 員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和5年12月8日午後2時から調査を行いました。出席者は、譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、申請事務関係者の司法書士、福島県会津農林事務所企画部指導調整課の大島主事、町農業委員会より、佐々木弘則委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は駐車場及び資材置場で追認案件です。申請地は、長年耕作されていない休耕田であったことから、譲受人

が約 10 年前から、農地法上の手続が必要であるという認識のないまま、駐車場及び資材置場として、一部を使用しておりました。今回、駐車スペース等をさらに拡大する必要に迫られ、敷地全体の所有権移転を考えていたところ、農地転用許可を得なければならないと知ったため申請を行ったとのことでした。付近への被害防止策ですが、申請地は、碎石等で 1 m ほど土盛を行い整地するため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水については自然地下浸透で処理するため支障はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北側と東側を宅地、南側を道路、西側を譲渡人所有の農地と接しているため、農地の分断等は発生せず影響はありません。以上、御報告いたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 2 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 2 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それではまず、受付番号 392 番から 410 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 392 番から 410 番まで原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号 411 番から 416 番までを議題といたします。本件については〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員は退席願います。

— 〇〇 委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 411 番から 416 番までは原案のとおり決定いたします。

— 〇〇 委員 着席 —

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 4 号 遊休農地にかかる非農地の決定について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 遊休農地の非農地判断であり、現地確認の上判断をしております。31番と32番の2筆です。農地の所在は一覧表のとおり、旭館端字虫掛乙〇〇番と〇〇番。地目、面積、現況確認日等については、一覧表のとおりです。所有者は〇〇さんです。現地確認については、農業委員会より委員2名と事務局で現地調査をしております。その結果、31番は原野で、32番は山林とすることが妥当との判断であります。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。
番号31番から32番について、元木博人委員より報告願います。

元木委員 非農地判断のための現地調査について御報告を申し上げます。
通し番号31番、32番、非農地化希望申請者は、〇〇さんです。当該地については、農地法の運用について第4(2)の所有者からの申請に基づき、令和5年11月16日の午前9時から現地を調査いたしました。出席者は、土地所有者の〇〇さん、調査委員は村松祐一委員と私、事務局から田邊係長の立ち合いにより現地調査を行いました。判断基準は農地法の運用について第4(4)に基づき判断いたしました。旭館端字虫掛乙〇〇番 外〇筆は、池ノ端集落から約300m南西の山あいには位置しております。現地を精査し申請人より聞き取りをしたところ、当該農地は未整備の農地であり、申請人の前の代より40年以上不耕作地となっております。
また、1筆は農作業道路も狭く、農地の形状も小さく異形であり、もう1筆は農作業道路もなく、山林化しており2筆とも、復元しても継続して利用することが見込まれない農地と判断いたしました。申請地は、山林や原野で囲まれており、隣地も山林原野であるため他への影響はありません。旭館端字虫掛乙〇〇番は非農地・原野、同じく〇〇番は非農地・山林が妥当であると判断いたしました。以上、御報告申し上げます。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第4号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法と
したいと思いますが御異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第1号から第3号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第1号は7件の届出がありました。詳細については相続案件なので省略い
たします。

【合意解約について】

事務局次長 合意解約は2件であります。
それぞれの理由により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、
詳細については省略いたします。以上です。

【許可の条件を履行したことの証明書の交付について】

事務局次長 報告第3号 本件は2件であります。
転用許可証を紛失により、地目変更のために証明書を発行したもので、申請
人は2件とも、〇〇さんです。申請地は永井野字八月田〇〇番 外〇筆 と
永井野字八月田〇〇番 外〇筆 です。地目は公簿が田で現況が公衆用道
路、面積は〇〇㎡と〇〇㎡です。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第1回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 35 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和5年12月20日

議 長 _____
(間船 一男)

議事録署名人 _____
(4番 眞部 剛)

議事録署名人 _____
(6番 松本 晋平)